

第3章 不当な取引制限

(…不当な取引制限の禁止) 3条 ①事業者は…不当な取引制限をしてはならない。

(定義) 2条6号 「不当な取引制限」とは、①事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、②他の事業者と③共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等④相互にその事業活動を拘束…することにより、⑥公共の利益に反して、⑤一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

I 要件

1 主体：①「事業者」・②「他の事業者」

(1) ①「事業者」

(2) ②「他の事業者」 ※条文上、行為者は複数人いる必要がある

◆論点：「他の事業者」の意義（競争関係）

「他の事業者」とは、競争関係にある事業者を意味する（し、これには実質的競争関係にある者も含まれる。そして、実質的競争関係は、その事業者の同意（関与）なくしては本件カルテル・談合が成立しない関係に立つ者同士の間認められる。）。

※形式的競争関係が認められる場合には、実質的競争関係に言及する必要はない。

2 行為：③「共同して」、④「事業活動を相互に拘束」

③（「共同して…相互に」）、④「事業活動を…拘束」

(1) ③「共同して」

◆論点：「共同して」（「共同して…相互に」）の意義（意思の連絡）

I 「共同して」（「共同して…相互に」）の意義

「共同して」（「共同して…相互に」）とは、「意思の連絡」、すなわち「複数事業者間で相互に〔一定の競争回避行動（Ex. 同内容又は同種の対価の引上げ）〕を実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があること」を意味（し、黙示で足りる）。（「一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りない」が、「相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りる」）。

※形成過程や成立時期につき具体的に特定されることは要せず、「遅くとも〇ごろまでに△という内容の意思の連絡がなされた」という認定で足りる。 ∵意思の連絡の存在が主要事実
※価格決定権を有するなど当該事業者の意思決定権を有する者について認識等が形成されなければ、「意思の連絡」は認められない。もっとも、非価格決定権者が価格に関する情報交換を行っていても、その成果が価格決定権者に伝達され、かつ、伝達された情報に基づいて当該事業者で価格が決定されるような場合は、その情報交換活動は、事業者の行為と評価できる。

東京高判昭 28.3.9【百選 18】
〔新聞販路協定事件〕、東京高判平 5.12.14【百選 2, 19】〔シール談合刑事事件〕、実務

東京高判平 7.9.25【百選 21】
〔東芝ケミカル事件差戻審〕等、最判平 24.2.20【百選 3, 20】〔多摩談合（新井組）事件〕、金井他 p.48

東京高判平 20.4.4【百選 32】
〔元詰種子カルテル事件〕
審判審決平 25.7.29【百選 22】
〔ニンテンドーDS事件〕参照

II 間接事実からの推認（直接証拠が存在しない場合）

→三分類説

競争者らが「①対価引上げ行為に関する情報交換をして、②同一又はこれに準ずる行動に出たような場合には」、③この「行動が他の事業者の行動と無関係に、取引市場における対価の競争に耐え得るとの独自の判断によって行われたことを示す特段の事情が認められない限り」その競争者間に「意思の連絡」があるものと推認される。

→①事前の連絡・交渉の存在、②その内容、③事後の行動の一致といった間接事実からの推認が重要となる。

☑三分類説の適用以外の方法

→各当事者が独自の判断で行う行動とは矛盾する、不自然な行動の一致から、合意の存在を推認する。

Ex)「本来の競争入札のルールとは相いれない別のルール」の存在

(2) ④「事業活動を（相互に）拘束」（相互拘束）

◆論点：「相互...拘束」（「事業活動を...拘束」）の意義

（「相互...拘束」とは、反競争効果実現のため、意思の連絡を通じて当事者が互いの行動を調整し合う関係が全体として成立していることを指す。）本来的には自由に決めることができるはずの意思決定が取決めに制約されるという意味において事実上の拘束が行業者全体に及んでいけば相互拘束がある（「事業活動を...拘束し」ている）といえる。（なお、拘束内容の同一性までは要せず、目的が共通であれば足りる。）

3 効果：⑤一定の取引分野における競争を実質的に制限する

(1) 一定の取引分野

◆論点：市場画定と非ハードコアカルテル

⇒◆論点：市場画定参照

◆論点：市場画定とハードコアカルテル

（価格カルテルや入札談合など、）客観的に反競争効果が明白で、これを補うような競争促進効果ないし正当化事由を持ちえないことが外見上明らかなカルテル、すなわちハードコアカルテルが実効性をもって成立し得た場合には、それ自体が取決めの対象範囲における競争制限を推認させることから、共同行為の「対象」及びこれに「影響を受ける範囲」をもって市場とすることができる。

東京高判平 7.9.25【百選 21】
〔東芝ケミカル事件差戻審〕、
金井他 p.51

金井他 p.50

東京高判平 20.12.19【百選 23】
〔郵便区分機談合事件〕、金井
他 p.59

東京高判平 18.12.15〔大石組
事件〕、金井他 p.58

最判平 24.2.20【百選 3, 20】
〔多摩談合（新井組）事件〕、
金井他 p.47

東京高判昭 61.6.13【百選 27】
〔旭硝子事件〕、東京高判平
5.12.14【百選 2, 19】〔シール
談合刑事事件〕、東京高判平
28.5.25〔日本エア・リキード
事件〕

(2) 競争の実質的制限

◆論点：不当な取引制限の成立時期

不当な取引制限の成立時期（競争の実質的制限が生ずる時期）は**合意時**である。したがって、「決定された内容が...実施に移されることと決定された実施時期が現実に到来することなどは」要しない。

最判昭 59.2.24【百選 5, 29, 35, 127】〔石油価格カルテル刑事事件〕

◆論点：不当な取引制限の終了時期

不当な取引制限の終了は、カルテルを破棄した時、カルテルの実効性が失われて事実上消滅した時点等に認められる。

4 ⑥「公共の利益に反して」

◆論点：違法な取引・取引条件に係る価格カルテル

「価格協定が制限しようとしている競争が...他の法律により刑事罰をもって禁止されている違法な取引...に係るものである場合」には、（このような価格協定を独禁法で規制しても、同法 1 条の目的達成に資するところがないから、）「このような価格協定行為は、特段の事情のない限り」「競争を実質的に制限する」ものとはいえない。（特段の事情のある場合の例として、㊦「当該取引条件を禁止している法律が確定した司法部における判断等により法規範性を喪失しているとき」、㊧「事業法等他の法律の禁止規定の存在にもかかわらず、これと乖離する実勢価格による取引、競争が継続して平穏公然として行われており」、かつ「その実勢価格による競争の実態が」独禁法の目的の観点から、「その競争を制限しようとする協定に対し同法上の排除措置を命ずることを容認し得る程度までに肯定的に評価される」場合がある。）

審判審決平 7.7.10【百選 36】
〔大阪バス協会事件〕

◆論点：価格カルテルと行政指導

「価格に関する事業者間の合意が形式的に独禁法に違反するようにみえる場合であっても、それが適法な行政指導に従い、これに協力して行われたものであるときは」「公共の利益に反し」ないと解すべきである。そして、「法に直接の根拠を持たない価格に関する行政指導であっても、①これを必要とする事情がある場合に、②これに対処するため社会通念上相当と認められる方法によって行われ、③『一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する』という独禁法の究極の目的に実質的に抵触しないものである限り」「公共の利益に反」せず、適法である。

最判昭 59.2.24【百選 5, 29, 35, 127】〔石油価格カルテル刑事事件〕、審判審決平 7.7.10【百選 36】〔大阪バス協会事件〕

Cf) 東京高判平 28.9.2【百選 31】〔新潟タクシー事件〕、同解説〔泉水〕も参照。